

判決年月日	平成 2 7 年 9 月 1 5 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成27年(行ケ)10025号		
○ 「舞妓マークの京都赤帽」の文字と舞妓の図形からなる登録商標について、商標法 4 条 1 項 1 1 号, 同 1 5 号及び同 7 号該当性を否定して、無効審判請求を不成立とした審決を、同 1 5 号該当性の判断に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 商標法 4 条 1 項 1 5 号

(関連する権利番号等) 無効 2013-890038 号, 商標登録第 5506879 号

判 決 要 旨

被告は, 「舞妓マークの京都赤帽」の文字と舞妓の図形からなる, 指定商品及び役務を貨物自動車による運送とする商標(本件商標)の商標権者である(登録第 5506879 号)。原告は, 本件商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号, 1 5 号及び 7 号に該当するとして, 無効審判請求をした(無効 2013-890038 号)。特許庁は, 当該無効審判請求を不成立とする審決をした。

本判決の説示に関連する原告の使用商標は, 「赤帽」の文字からなる, 原告の取扱いに係る役務「軽貨物自動車による輸送」に使用されている商標(使用商標)である。本判決は, 使用商標の周知著名性及び本件商標の要部認定について, 審決と異なる判断をした。

審決は, 原告役務における使用商標の著名性の程度は, 高いものと認めることはできず, 独創性の程度も低いとした。また, 本件商標はその構成全体を一体不可分のものとして認識, 把握されるものであるから, 本件商標と使用商標とは互いに類似するとはいえないとした。したがって, 本件商標をその指定役務について使用しても, これに接する取引者, 需要者をして, かかる役務が原告又は同人と経済的若しくは組織的に何らかの関係を有する者の業務に係る商品又は役務であるかのように連想, 想起することはなく, その出所について混同を生ずるおそれはないとした。よって, 本件商標は, 商標法 4 条 1 項 1 5 号に該当しないと結論づけた。

本判決は, 使用商標は, 原告の営業を示すものとして, 我が国の貨物自動車及び軽自動車等による輸送の役務において, その取引者及び需要者の間に広く認識されているものであって, 周知著名性が高い表示であるとした。また, 「赤帽」の語は造語ではないものの, 駅において乗降客の荷物を運ぶ人を「赤帽」と称することがほとんど見られなくなった現在では, 「赤帽」の語が本件商標の指定役務との関係で識別力が低いとはいえないから, 使用商標の独創性の程度が低いことを重視するのは相当でないとした。そして, 本件商標は, 使用商標と同一の部分とその構成の一部を含む結合商標であって, その外観, 称呼及び觀念上, この同一の部分がその余の部分から分離して認識され得るものであることに加え, 使用商標の周知著名性の程度が高く, 本件商標の指定役務と使用商標の使用されている役務とが重複し, 両者の取引者及び需要者も重複しているといった事情を総合的に判断

すれば、本件商標は、商標法４条１項１５号にいう「混同を生ずるおそれがある商標」に当たると判断するのが相当であるとした。